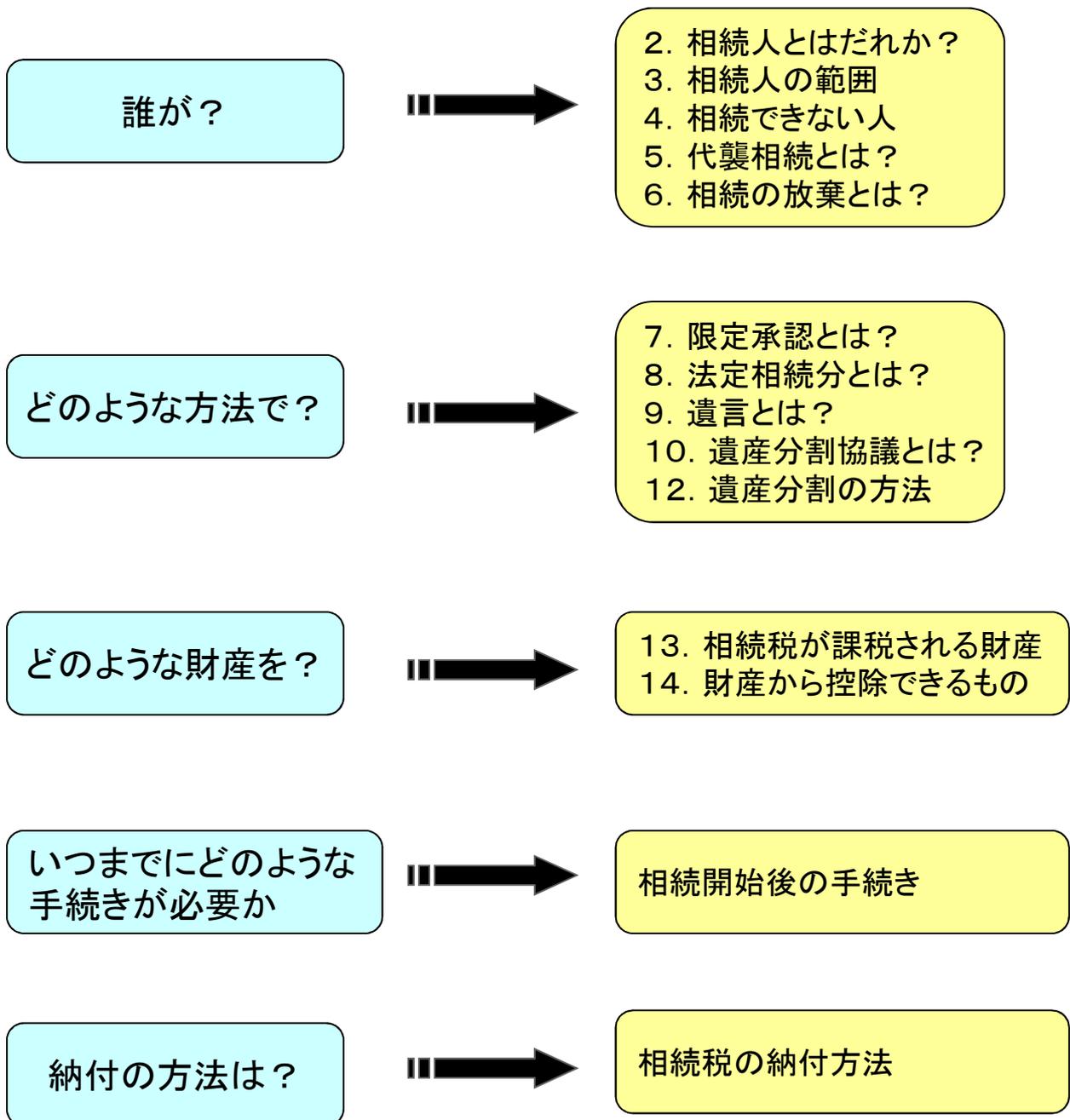

1. 相続税の基礎

相続開始から相続税申告までの流れ



相続税の基礎

1. 相続税とは？

相続税とは、親族などの死亡により、その死亡した人(被相続人)から財産をもらった妻や子供など(相続人)に対して課される税金です。

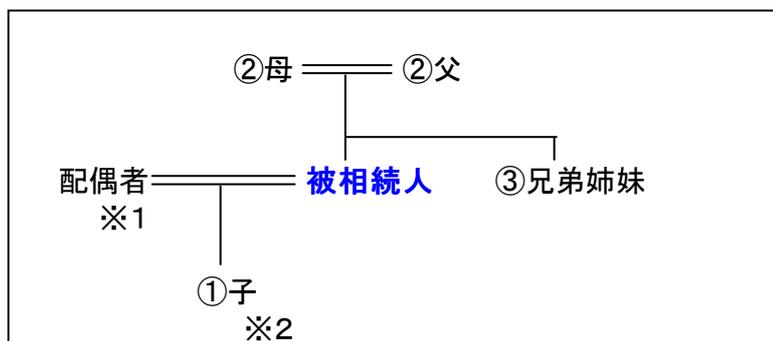
2. 相続人とはだれか？

相続人は民法により定められています。
「民法で定められている相続人」であるため法定相続人と呼んでいます。

3. 相続人の範囲

配偶者は必ず法定相続人になります。
配偶者以外の法定相続人は被相続人と血がつながっている親族(血族)です。
親族のうち次の順序により法定相続人になります。

- ・第1順位・・・子(子がいなければ子の子孫)
第1順位がいなければ
- ↓
- ・第2順位・・・父母(父母がいなければ祖父母)
第2順位がいなければ
- ↓
- ・第3順位・・・兄弟姉妹



※1 配偶者は戸籍上の届出をしている者に限られ、内縁関係や離婚した者は含まれません。

※2 養子に行った子供、嫁に行った娘、先妻の子、後妻の子も含まれます。

4. 相続できない人

相続人であっても次に掲げる者は相続をすることができません。

(1) 相続の欠格者

被相続人や他の相続人の生命への侵害、遺言書の偽造などをした者は、相続人としての権利を失い相続することができません。

(2) 相続人の排除

被相続人に対して虐待や侮辱をした者は、被相続人の意思により相続人から廃除されます。

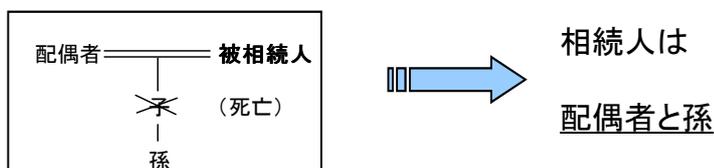
(3) 相続開始前に死亡した者

5. 代襲相続とは？

代襲相続とは、上記4の理由により相続人となれなかった者の代わりに、その子などが相続することをいいます。

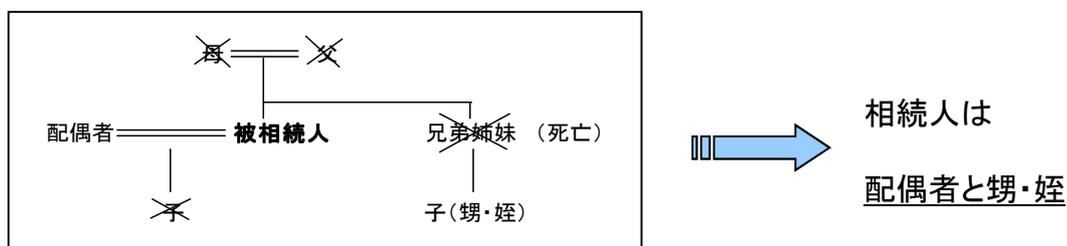
そして、代わりに相続した者を代襲相続人といいます。

(例1) 子が相続開始前に死亡しており、孫が代襲相続人となる場合



※孫が死亡していればひ孫が、ひ孫が死亡していれば玄孫が、のように下の世代に代襲していきます。

(例2) 兄弟姉妹が相続開始前に死亡しており、その子(甥・姪)が代襲相続人となる場合



※兄弟姉妹の子(甥・姪)が死亡している場合は、甥・姪の子には代襲されません。

6. 相続の放棄とは？

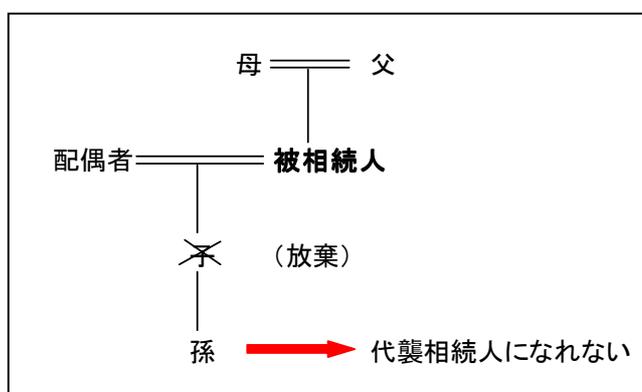
(1) 内容

相続の放棄とは、相続人となっている者が、相続により発生した権利義務のすべてを放棄する行為です。

放棄をした場合には、相続を放棄した者ははじめから相続人とならなかったものとみなされます。

なお、上記5で述べた代襲相続は、相続を放棄した場合には適用がありません。

(例) 子が相続を放棄しているため、孫が代襲相続人になれない場合



(2) 手続き

相続の放棄をしようとする者は、相続の開始があったことを知ってから3ヶ月以内に、家庭裁判所に申し立てを行う必要があります。

7. 限定承認とは？

(1) 内容

限定承認とは、たとえば、被相続人が借金をしていたなどの理由により財産を処分しても借金を返済できない場合に、財産の範囲で借金を引き継ぐ方法です。

(2) 手続き

限定承認は、相続の放棄と同様に、相続の開始があったことを知ってから3ヶ月以内に、家庭裁判所に申し立てを行う必要があります。

ただし限定承認はすべての相続人が共同して行わなければなりません。

8. 法定相続分とは？

だれがどの財産を相続するか決めることを遺産の分割といい、相続できる割合を相続分と言います。

遺言がない場合、遺産の分割について話がまとまらないことも考えられます。そのため民法では、相続分の基準を定めています。

「民法で定めている相続分」であるため法定相続分と言います。

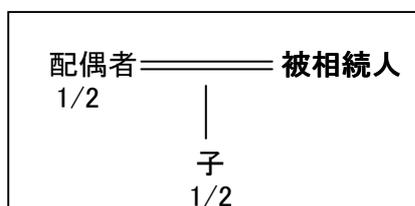
ただし、必ず法定相続分で相続しなければならないというわけではなく、争いがあった場合に備えての基準です。

	配偶者	配偶者以外	合計
第1順位(配偶者と子)	1/2	1/2	1
第2順位(配偶者と父母)	2/3	1/3	1
第3順位(配偶者と兄弟姉妹)	3/4	1/4	1

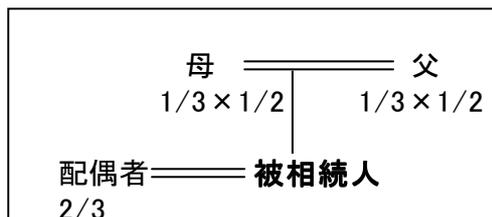
※配偶者以外が複数いる場合は、人数で均等割り

※非嫡出子は嫡出子の1/2、半血兄弟姉妹は全血兄弟姉妹の1/2

(例1) 相続人が、配偶者と子の2人の場合



(例2) 相続人が、配偶者と父母の3人の場合



(例3) 相続人が、配偶者と兄の2人の場合



9. 遺言とは？

8で説明したように民法では相続分が定められていますが、遺言があれば遺言にしたがって遺産を分割することになります。遺言の方法には、主に以下の3つの方法があります。

(1) 自筆証書遺言

遺言者がその全文、日付、氏名を自書しこれに押印することにより作成します。

(2) 公正証書遺言

証人2人の立会いのもとに、遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝え、公証人がそれを筆記し、これに遺言者・証人及び公証人が自署押印することにより作成します。

(3) 秘密証書遺言

遺言者が遺言書を作成し、これを公証人と2人の証人に提出して自己の遺言である旨等を申述べ、公証人が日付などを記載したあと遺言者および証人が自署押印することにより作成します。

遺言の種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
証人	不要	2人必要	2人必要
メリット	・簡単に作成でき、遺言の存在を秘密にできる	・紛失や改ざんの可能性がない ・公証人が作成するため、遺言が無効とされる可能性が少ない	・遺言の内容を秘密にできる
デメリット	・遺言の要件を満たさない場合には無効となる ・紛失や改ざんの可能性がある	・遺言の内容を秘密にできない ・公証人が作成するため費用がかかる	・遺言の要件を満たさない場合には無効となる ・紛失の可能性がある

10. 遺産分割協議とは？

遺産の分割は、法定相続分に従うことも遺言に従うこともできますが、相続人間の協議により自由に分割することが認められています。

11. 遺留分とは？

(1) 内容

遺留分とは、法定相続人の生活保障ために法律上保護されている最小限度の保証枠のことです。

たとえば、全財産を愛人に相続させるという遺言書があったとしても、遺留分の減殺請求をすることにより法定相続人が遺留分を取り戻すことができます。

なお、兄弟姉妹には遺留分は認められていません。

(2) 手続き

法定相続人が家庭裁判所に対し、遺留分の減殺請求をします。

(3) 期限

被相続人の死亡後1年以内に行わないと遺留分の減殺請求権は消滅します。

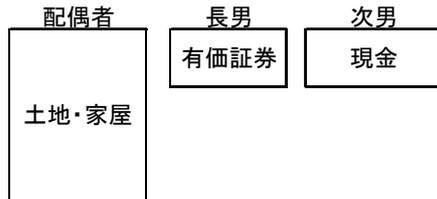
(4) 具体的な遺留分

法定相続人	遺留分の合計	遺留分
配偶者だけ	1/2	1/2
子だけ	1/2	1/2
配偶者と子	1/2	配偶者1/4、子1/4
配偶者と父母	1/2	配偶者2/6、父母1/6
父母だけ	1/3	1/3

12. 遺産分割の方法

(1) 現物分割

現物分割とは、この土地は長男に、この建物は妻に、と個々の財産についてその取得者を個別に決定する方法であり、実務的には基本的な分割方法です。



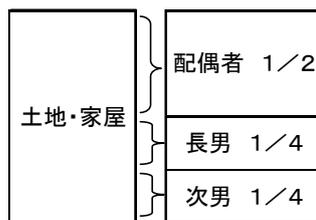
(2) 代償分割

代償分割とは、相続財産の種類や性質により現物分割が困難である場合に、特定の相続人が自分の相続分を超えて相続財産を取得する代わりに、自分の手持ち現金を他の相続人に支払う方法です。



(3) 共有分割

共有分割とは、相続人が2人いた場合に一筆の土地を分筆して別々に相続するのではなく、その土地の持分を1/2ずつなどの割合で相続する方法です。



(4) 代物分割

代物分割とは、自分の財産を他の相続人に支払う点では代償分割と同じですが、支払う財産が現金ではなく現金以外の財産であるところが代償分割と異なる分割方法です。

(5) 換価分割

換価分割とは、相続財産を売却換金して、その売却代金を相続人間で分配する遺産分割をいいます。

13. 相続税が課税される財産

(1) 本来の財産

本来の財産とは、民法上の財産であり、相続人が取得した一切の財産に相続税が課税されます。

土地	宅地・借地権・田・畑など
家屋	家屋・構築物(門・庭園)など
現金預金	現金・預金・小切手など
有価証券	株式・出資・公社債など
その他	電話加入権・書画・骨董など

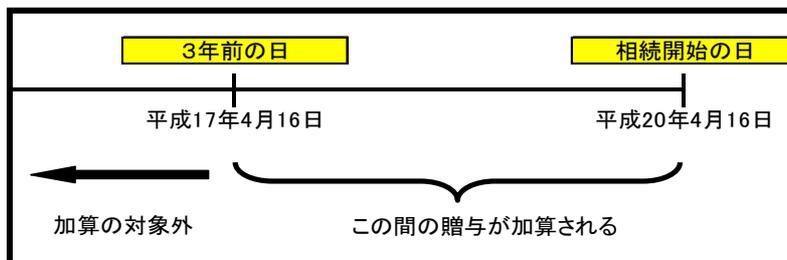
(2) みなし財産

みなし財産とは、民法上の財産ではありませんが、実質的には被相続人が所有していた財産を相続するのと同様であるため、相続税が課税されるものです。

死亡保険金	被相続人が負担していた保険料に対応する死亡保険金
死亡退職金	被相続人の死亡による退職金
生命保険契約に関する権利	保険事故未発生 of 生命保険契約で、被相続人が負担していた保険料に対応する解約返戻金相当額

(3) 生前贈与された財産(生前贈与加算)

相続や遺贈により財産を取得した場合で、相続開始前3年以内に被相続人から財産を贈与された者は、その財産を相続税の計算に含めます。



(4) 相続時精算課税

相続時精算課税を利用して贈与を受けた場合には、その財産を相続税の計算に含めます。

上記(3)の生前贈与加算と違い年数に関係なく、相続時精算課税を利用して贈与を受けたすべての財産を含めます。

(制度そのものは平成15年に創設されています)

14. 財産から控除できるもの

被相続人から債務を承継した場合や葬式費用を負担した場合には、その債務や葬式費用は相続人が取得した財産から控除することができます。

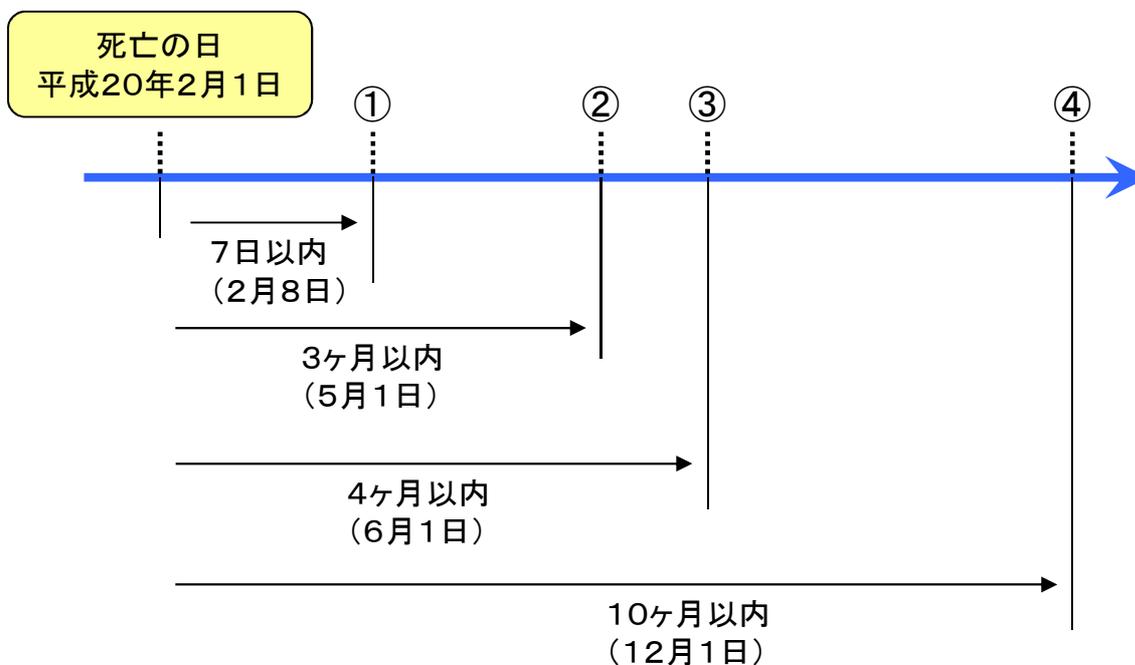
	控除できるもの	控除できないもの
債務	借入金	団体信用生命保険に加入している場合の住宅ローン
	未払金(医療費・税金など)	墓地や仏壇などの購入にかかる未払金
		保証債務※
葬式費用	埋葬・火葬・納骨費用	香典返戻費用
	お通夜・告別式の費用	初七日や四九日などの法会費用
	死体の搜索・運搬費用	解剖費用など

※ 保証債務は、債務者が弁済不能のため保証人が保証債務を履行しなければならず、かつ、求償権を行使できない金額に限り控除することができます。

相続開始後の手続き

- (1) 死亡届の提出 ⇒ **死亡後7日以内**
死亡診断書を添付して市町村長に提出。
- (2) 相続の放棄又は限定承認の手続き ⇒ **相続開始後3ヶ月以内**
財産よりも借金が多い場合には、相続の放棄又は限定承認という方法があります。
相続の放棄とは、いっさいの権利・義務を放棄することをいい、限定承認とは、財産を超える部分の債務を引き継がないことをいいます。
いずれの手続きも家庭裁判所に対して行います。
- (3) 所得税の確定申告(準確定申告) ⇒ **相続開始後4ヶ月以内**
所得税は原則として、翌年の3月15日までに確定申告を行いますが、相続があった場合には被相続人の亡くなった年の1月1日から相続の日までの所得を、相続人が申告しなければなりません。
- (4) 相続税の申告 ⇒ **相続開始後10ヶ月以内**
相続人は、被相続人の死亡の日の翌日から10ヶ月以内に相続税の申告をしなければなりません。
そして、相続税も申告のときに納めなければなりません。

(図表)



相続税の納税方法

(1) 原則(金銭一時納付)

相続税は、被相続人の死亡の日の翌日から10ヶ月以内(相続税の申告期限まで)に、金銭で一時に納付するのが原則です。

期限までに納税をしない場合には、年14.6%(2ヶ月以内は前年の公定歩合+4%)の延滞税が課せられます。

(2) 延納

延納とは、金銭で一時に納付することが困難な場合に認められる相続税の分割払いのことです。相続財産は現金や預金だけとは限らないため、納税資金を考慮して延納が認められています。

《要件》

次のすべての要件を満たす場合

- ・相続税額が10万円を超えていること
- ・金銭で納付することが困難であること
- ・担保を提供すること
- ・納付期限までに延納申請書を提出すること

《延納期間》

延納の期間は、相続財産に不動産等の占める割合によって定められています。最低5年から最長で20年まで延長できます。

《利子税》

延納期間中は、延納している相続税のほか利子税が課せられます。

利子税も不動産等の占める割合によって定められていますが、最低0.6%から最高3.3%となっています。

(3) 物納

物納とは、一定の相続財産そのものを金銭での納付に代えて納税する方法です。

《要件》

次のすべての要件を満たす場合

- ・延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があること
- ・物納に充てることのできる財産があること
- ・納付期限までに物納申請書を提出すること

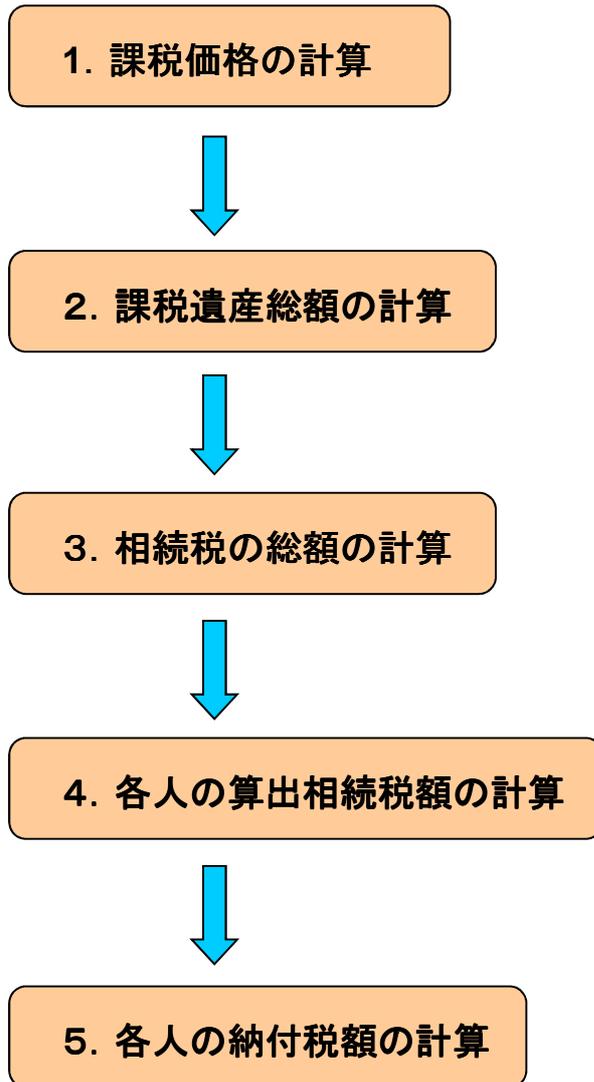
《物納に充てることのできる財産》

- ・第1順位 国債、地方債、不動産、船舶
- ・第2順位 社債、株式(譲渡制限株式等を除く)、証券投資信託、貸付信託
- ・第3順位 動産

2. 相続税の計算

相続税はこうして計算する

相続税はこうして計算します



相続税はこうして計算する

1. 課税価格の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{本来の} \\ \text{相続財産} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{みなし} \\ \text{相続財産} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税金額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{相続時精算課税} \\ \text{適用財産} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{葬式費用・} \\ \text{債務} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{3年以内の} \\ \text{贈与財産} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{各人の} \\ \text{課税価格} \\ \hline \end{array}$$

- ①本来の相続財産には現預金、有価証券、土地、建物などがあります。
- ②みなし相続財産とは死亡保険金、死亡退職金、生命保険契約に関する権利などがあります。
- ③非課税金額とは、死亡保険金及び死亡退職金について定められており、500万円に法定相続人の数を乗じた金額です。
- ④相続時精算課税適用財産とは、相続時精算課税制度を利用して贈与された財産をいいます。
- ⑤相続人が負担する葬式費用、借入金や未払金など一定の債務は相続財産から控除することができます。

2. 課税遺産総額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{妻の} \\ \text{課税価格} \\ \hline \end{array} \left. \begin{array}{|c|} \hline \text{長男の} \\ \text{課税価格} \\ \hline \end{array} \right\} \begin{array}{|c|} \hline \text{課税価格} \\ \text{の} \\ \text{合計額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税遺産総額} \\ \hline \end{array}$$

※基礎控除額・・・5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数

例)相続人が配偶者、子2人の場合

$$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times 3\text{人} = 8,000\text{万円}$$

相続税はこうして計算する

3. 相続税の総額の計算

$$\begin{array}{l}
 \text{課税遺産総額} \times \text{妻の法定相続分} = \text{法定相続分に応じた取得価格} \times \text{税率} = \text{算出税額} \\
 \times \text{長男の法定相続分} = \text{法定相続分に応じた取得価格} \times \text{税率} = \text{算出税額} \\
 \times \text{次男の法定相続分} = \text{法定相続分に応じた取得価格} \times \text{税率} = \text{算出税額}
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{l} \\ \\ \end{array}} \right\} \text{相続税の総額}$$

4. 各相続人の算出相続税額の計算

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{各人の相続財産}}{\text{各人の相続財産の合計額}} = \text{各人の算出相続税額}$$

5. 各人の納付税額の計算

$$\text{各人の算出相続税額} + \text{(1)相続税額の加算} - \text{(2)~(7)各種税額控除} - \text{(8)相続時精算課税の贈与税額控除} = \text{各人の納付税額}$$

(1) 相続税額の加算

① 対象者

相続税額の加算の対象者は、「配偶者・子・父母」以外の者です。

② 加算額

その者の算出相続税額 × 20%

(2) 贈与税額控除

① 対象者

相続開始前3年以内の生前贈与加算のある者

② 税額控除額

$$\text{被相続人から贈与を受けた年分の贈与税額} \times \frac{\text{生前贈与加算された財産の価額}}{\text{その年分の贈与財産の合計額}}$$

(3) 配偶者の税額軽減

① 対象者
配偶者

② 税額控除額

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{i と ii のうちいずれか少ない額}}{\text{各人の相続財産の合計額}}$$

i 配偶者の法定相続分(1億6千万円に満たない場合は1億6千万円)
ii 配偶者の実際の取得分

③ 要件

配偶者の税額軽減を受ける場合には、原則として申告期限までに遺産が分割されており、かつ、申告書を提出することを要件としています。

(4) 未成年者控除

① 対象者
20歳未満である法定相続人

② 税額控除額

$$(20\text{歳} - \text{相続開始時の年齢}) \times 6\text{万円}$$

(5) 障害者控除

① 対象者
70歳未満である法定相続人で障害者

② 税額控除額

$$(70\text{歳} - \text{相続開始時の年齢}) \times 6\text{万円} (\text{特別障害者は}12\text{万円})$$

(6) 相次相続控除

① 対象者
相続人

② 税額控除額

被相続人が相続した際に課せられた相続税額を基に算出した額

③ 要件

被相続人が死亡した以前10年以内に、被相続人が相続により財産を取得し、かつ相続税が課せられていること。

(7) 外国税額控除

① 対象者

国外にある財産を取得し、その財産について相続税に相当する税が課されている者

② 税額控除額

その課せられた相続税相当額(ただし限度あり)

(8) 相続時精算課税の贈与税額控除

相続時精算課税を選択し贈与税を納税している場合には、その贈与税は相続税から控除します。

なお、相続税額から控除しきれない場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。

(参考) 相続税の速算表

課税価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0
1,000万円超 ~ 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 ~ 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 ~ 1億円以下	30%	700万円
1億円超 ~ 3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

(参考)相続税を計算してみましょう

前提

(1)相続人 妻、長男、次男

(2)相続財産

土地・家屋 … 1億円 妻が相続 (小規模宅地等の減額の特例は考慮せず)

株式 …… 5,000万円 長男が相続

預金 …… 4,500万円 次男が相続

死亡保険金… 3,000万円 妻、長男、次男が1/3ずつ相続

(3)債務

借入金 … 1,000万円 妻が負担

計算方法

(1)課税価格の計算

妻	本来の 相続財産 1億円	+	みなし 相続財産 1,000万円	-	非課税金額 ※500万円	-	葬式費用・ 債務 1,000万円	=	妻の 課税価格 9,500万円
長男	本来の 相続財産 5,000万円	+	みなし 相続財産 1,000万円	-	非課税金額 500万円			=	長男の 相続財産 5,500万円
次男	本来の 相続財産 4,500万円	+	みなし 相続財産 1,000万円	-	非課税金額 500万円			=	次男の 相続財産 5,000万円

※非課税金額

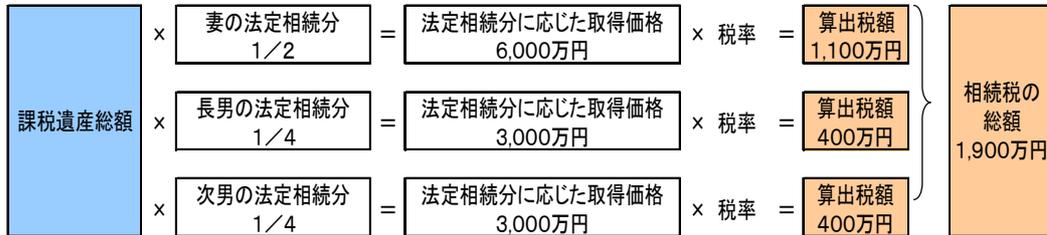
500万円 × 法定相続人の数3人 = 1,500万円

1,500万円 × 1/3 = 500万円

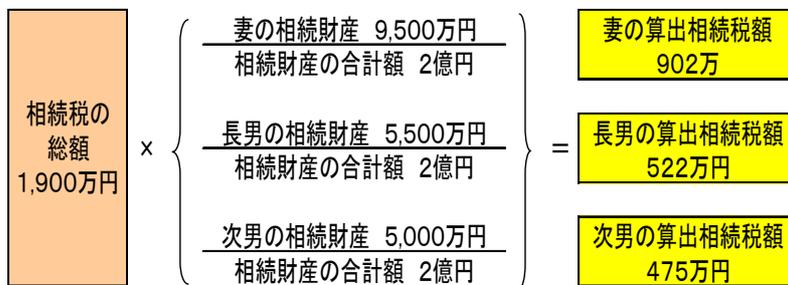
(2)課税遺産総額の計算

妻の 課税価格 長男の 課税価格 次男の 課税価格	}	課税価格の 合計額	-	基礎控除額	=	課税遺産総額
		2億円	8,000万円		1億2千万円	

(3) 相続税の総額の計算



(4) 各相続人の算出相続税額の計算



(5) 妻の納付税額の計算



$$\begin{aligned} & \text{※ 相続税の総額 } 1,900\text{万円} \times \frac{\text{i と ii のうちいずれか少ない額 } 9,500\text{万円}}{\text{各人の相続財産の合計額 } 2\text{億円}} \\ & = 902\text{万円} \end{aligned}$$

- i 配偶者の法定相続分6,000万円が1億6千万円に満たないので1億6千万円
- ii 配偶者の実際の取得分9,500万円